延岡市立北川小学校いじめ防止基本方針(改訂版)

延岡市立北川小学校

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の 急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、い じめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢 について十分に理解し、学校のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求めら れている。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたものが本方針である。

なお、平成29年度に再検討を重ね、改訂版とした。

もくじ

| 본테시호 | 学校いじ | よた | ⋷⋴⋤∊⋣ | ‡ ★ | | 仝 上, | Ωŧ | 8II 1 | | | | _ | _ | | _ | | _ | _ | | | _ | _ | | _ | _ | | | 1 |
|----------|---------------|-----|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|------------------|-------|-------|---------------|------------|-----|------------|---|-------------|---|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | - | | - | | | | + | | • | | | • | Ċ | • | | Ċ | Ċ | | Ċ | Ċ | Ċ | | | | 2 |
| | じめ問題 | | | 0 季 | 4 | 凹 | /4 4 | 与. | ۲. | 力 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | |
| | いじめの | . – | - | - - | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 2 |
| | いじめの | — . | | | | - | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 2 |
| | いじめの | | _ | | | ත: | 型 / | 本 l | 约7 | 7. | 亏 | ス. | 力 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 2 |
| | いじめ | | | - | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 2 |
| | いじめ | | | | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 2 |
| , , | いじめ | | | | | | _ | _ | | • | • | • | • | • | • | ٠ | • | • | ٠ | ٠ | • | • | ٠ | • | • | • | | 2 |
| | じめの防 | _ | | | | | | | | 整個 | 備 | | | • | • | ٠ | • | • | ٠ | ٠ | • | • | ٠ | • | • | • | | 3 |
| | いじめ不 | | | | | | の | 没i | 置 | | | • | • | ٠ | ٠ | ٠ | • | • | ٠ | ٠ | • | ٠ | ٠ | • | • | ٠ | | 3 |
| 2 (| いじめ防 | 止年 | -間排 | 首導 | 計 | 画 | | | • | • | • | • | • | ٠ | ٠ | ٠ | • | • | ٠ | ٠ | • | ٠ | ٠ | ٠ | • | ٠ | | 3 |
| 3 (| いじめが | 発生 | した | こ場 | 合 | のi | 組約 | 識I | 的 | 対原 | 心 | の i | 流 | れ | | | • | • | ٠ | ٠ | • | • | ٠ | • | • | ٠ | | 3 |
| い | じめの防 | 止等 | に関 | ます | る | 措 | 置 | | | | • | • | • | • | • | ٠ | • | • | • | ٠ | • | • | • | • | • | ٠ | | 3 |
| 1 (| いじめの | 未然 | 防山 | E | | | | | • | | | | | | | | | • | | | • | | | | • | | | 3 |
| 2 (| いじめの | 早期 | 発見 | ∄ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 |
| 3 (| いじめに | 対す | る 与 | 2期 | 対 | 応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 |
| 4 | ネット上 | のい | いじめ | 50 | 対 | 応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | ・・・ー の他の留 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 |
| | 組織的な | | | al | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 |
| | 校内研修 | | | , | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 |
| | 校務の効 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 |
| | ス物のの 学校にお | – | - | * xh | ത | RΈ | ı⊢≏ | 楽し | カI | ∃⊽≨ | 組 | \mathcal{D} | 占 | 烚 | | 夲 | 宔 | | | | | | | | | | | 8 |
| | テスにの 家庭や地 | | | | | | | - | ,,, | 1/1 | 211 / | • | /111 | 17 | | | • | | | | | | | | | | | 9 |
| | ぁ庭 で地 関係機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 |
| | 対応候因 大事態へ | | | 31 <u>~</u> | | ٠, | | | | | | | - | | • | Ī | | | | | | | | | • | | 1 | 0 |
| 重 料 1 | へ争忘へ いじめ | | | ٦ <i>٣</i> | ·= | , | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | ' | U |
| | | | | - | - | | ŋ + . | L | -/- . | Ω- | - | и | A | 中子小 | ₹ ⁄ | | | , | | ı | | | | | | | | |
| 料 2 | 学校に | あげ | るい | ٠, | (V) | U) | ן נעו | ш÷ | 寸(| ונו | 1=1 | ונא | () | 収 | 狛 | 加 | / \ | 1 | <u> </u> | ٢ | | | | | | | | |

資料3 いじめられた児童といじめた児童のサイン

資料4 教室でのサインと家庭でのサイン

資料5 いじめに対する措置(緊急時の組織的対応)

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に 認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早 期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①~⑨ は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- (1) いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② <u>いじめはけんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合がある。</u>
- ③ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ④ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑤ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、
 - 一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考える。そこで、本校では、教育活動全体をとおして、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てていく。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から児童の 言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に

努める。<u>また、いじめの背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじ</u>めに該当するかを判断する。

(3) いじめに対する早期対応

いじめを発見したときは、問題を軽視せず、早期に適切な対応をとる。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の 教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応していく。

<u>(4) いじめ解消の定義</u>

- ① いじめが止んでいる状態が3カ月以上続いている。
- ② 心身の苦痛を感じていないかどうか面談等によって本人、保護者に確認する。

Ⅱ いじめの防止等に取り組む体制の整備

1 いじめ不登校対策委員会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時には緊急に開催する。

| 日のたけ五とし、「「のの手木光上所に16米心に開催」。 | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 構成員 | 活動内容 | | | | | | | |
| 校長、教頭、教務主任、生徒 | ○ 学校いじめ防止基本方針基本方針の作成・見直し | | | | | | | |
| 指導主事、養護教諭、特別支 | ○ 年間指導計画の作成 | | | | | | | |
| 援教育コーディネーター、教 | ○ 校内研修会の企画・立案 | | | | | | | |
| 育相談担当、関係教諭、その | ○ 調査結果・報告等の情報の整理・分析 | | | | | | | |
| 他 | ○ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定 | | | | | | | |
| | ○ 要配慮児童への支援方針決定 等 | | | | | | | |

2 いじめ防止<u>プログラム</u>

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的かつ計画的に取り組むために、年 度当初に組織体制を整えると同時に、年間指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組 んでいく。(資料 1 参照)

3 いじめが発生した場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い 込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、いじめ問題発生時は、校長がいじめ不登校対策委員会を 緊急に開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組んでいく。(P.11別紙2参照)

Ⅲ いじめの防止等に関する措置(<u>資料1資料2(1)</u>参照)

1 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの学級や学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを起こさない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的・開発的な取組を計画・実施していく。

(1) 児童が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を設定する。

- 同地区異学年集団による集団登校
- 朝のあいさつ運動
- 学級活動等での話合い活動の実施
- 縦割り班での清掃活動の実施
- 運動会やお別れ集会等の学校行事や児童会活動

(2) 教職員が主体となった活動

ア 児童に自己存在感や充実感をもたせる学級経営や教育活動を展開する。

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の構築
- 職員相互の授業研究会の実施
- イ 道徳科の授業を中心として児童の道徳的実践力の育成に努める。
 - いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する指導
- ウ 日常的に児童が教職員に相談しやすい体制づくりに努める。
 - 心のアンケートの実施
 - 教育相談週間の設定
- エ 家庭や地域と連携したいじめ防止への取組を推進する。
 - PTA総会での学校の方針説明
 - 学校公開(オープンスクール、参観日)の実施
 - 保護者を対象とした研修会の実施(家庭教育学級)

2 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

- (1) いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを教職員及び保護者で共有する。
 - 児童の発する具体的なサインの作成と共有(資料3・4参照)

- (2) 定期的に教育相談週間を設定し、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。
 - 一学期と二学期それぞれ1回ずつの教育相談週間の設定
 - 学級全員と個別に面談する時間の設定
- (3) いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施し、少しでも気になる内容がある場合には個別に面談を行うなどして速やかに対応する。
 - 毎月1回の学校独自のアンケートの実施
 - 県下一斉のアンケートの実施
- (4) いじめ不登校対策委員会において、教育相談やアンケート結果のほか、学級担任等からのいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。
 - 職員会議での情報の共有
 - 進級時の情報の確実な引継ぎ
- (5) 相談窓口として、関係機関の利用についても児童及び保護者に周知を行う
 - 延岡市青少年育成センター
 - 延岡市オアシス教室
- 3 いじめに対する早期対応 (<u>資料2 (2) (3) 資料5</u>参照)

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、「これぐらい」という意識をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
 - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
 - いじめの事実について生徒指導主事(いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員)及び管理職に速やかに通報する。

(2)情報の共有

いじめの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

(3) 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が延岡市教育委員会へ直ちに 報告する。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、児童

が話をしやすい職員を選任する。

○ 必要に応じて児童へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

(4) 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、延岡市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談 する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合には、随時いじめ不登校対策委員会で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針 を決定する。
- いじめ不登校対策委員会の委員やその他の職員と連携して組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。
 - ア いじめられた児童とその保護者への支援
 - (ア) いじめられた児童に対して
 - いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力 で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。
 - ・ 安心・安全を確保する
 - 心のケアを図る
 - 今後の対策について、共に考える
 - ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます
 - 温かい人間関係をつくる

(イ) いじめられた児童の保護者への支援

- いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。
 - じっくりと話を聞く
 - 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
 - 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

イ いじめた児童への指導又はその保護者への支援

(ア) いじめた児童への支援

- いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。
 - いじめの事実を確認する
 - いじめの背景や要因の理解に努める
 - ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる
 - 今後の生き方を考えさせる

- 必要がある場合は適切に懲戒を行う
- (イ) いじめた児童の保護者への支援
 - 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
 - ・ 児童や保護者の心情に配慮する
 - ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
 - 何か気付いたことがあれば報告してもらう
- (ウ) 保護者同士が対立する場合などへの支援
 - 教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。
 - 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添 う態度で臨む
 - 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
 - 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す
- ウ いじめが起きた集団への働きかけ
 - 被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、 止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力 を育成していく。
 - 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
 - 自分の問題としてとらえさせる
 - 望ましい人間関係づくりに努める
 - 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(5)関係機関への報告

- 校長は延岡市教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署 へ通報し、警察署と連携して対応する。

(6)継続指導・経過観察

○ 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

4 ネット上のいじめの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最 新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、本校の利用禁止の意図、また児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

ア ネットいじめとは

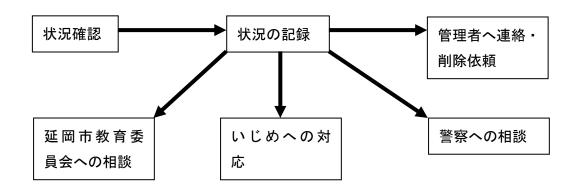
パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

イ ネットいじめの未然防止

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

【保護者との連携】

- ① 未然防止の観点から
 - 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリン グだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特 に携帯電話を持たせる必要性について十分に検討すること(原則必要なし)
 - インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口になっている」という認識や、 知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラ ブルが起こっているという認識をもつこと
 - 家庭への啓発として「延岡市携帯電話、スマートフォン等の使用の指針」を配付す<u>る</u>
- ② 早期発見の観点から
 - 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること
- ウ ネットいじめへの早期対応
 - 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどによりネットいじめの把握に努めます。
 - 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対応する。



Ⅳ その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

2 校内研修の充実

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の外部講師を招いての研修、具体的な事例研修等、計画的に実施していく。

3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

4 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

5 「学校におけるいじめの実態把握に関する調査」後の追跡調査

宮崎県教育委員会が毎年実施する「学校におけるいじめの実態把握に関する調査」において、「いじめられたことがある」と回答した児童のうち、「現在もいじめが続いている」と回答した案件については、早急に追跡調査を実施し、12月分の生徒指導状況報告で報告を行う。

6 家庭や地域との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや 学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協 働する体制を構築していく。

7 関係機関との連携について

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

(1)延岡市教育委員会との連携

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに延岡市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

- 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

(2)警察との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を

整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の 警察署に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされ る場合には、直ちに通報する必要がある。

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- スクールソーシャルワーカーの活用(延岡市教育委員会への依頼)
- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童の生活、環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

V 重大事態への対処

- 速やかに延岡市教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体 で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。